

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

1 子育て支援サービスの総合的な展開

① 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

(1) 多様なニーズへの対応

子育てを社会全体で支援していく視点から、すべての子育て家庭を対象として、乳幼児親子の居場所づくり（子育てひろば）や子育て相談、一時保育、子どもショートステイ、ファミリーサポート事業などの施策を充実してきました。

また、支援が必要な家庭ほど情報やサービスへのアクセスが十分でなく、支援に結びついていないという現状を踏まえ、育児支援家庭訪問やすくすく赤ちゃん訪問、ホームスタートなどアウトリーチ（訪問相談）型のサービスも拡充してきました。

しかし、区の調査で、「子育てがいつもつらいと思うことがある」と回答した人の多くが、「子どもの遊ばせ方やしつけについて悩んでいる」「仕事や自分のことが十分にできない」「子育てが精神的負担になっている」と回答しており、子育ての孤立化を防ぐ取組みの徹底が求められています。

○一時保育等の充実

「子どもを育てやすい社会に必要なと考えられること」の設問に対し約55%の人が「保育サービスの充実（待機児童解消、一時保育、病児・病後児保育など）」を挙げています。こうした区民の現状や要望を踏まえ、さらに多様な子育て家庭のニーズに応える一時保育等の保育サービスの充実を図っていく必要があります。

（事業計画については第3章 128 ページ「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時預かり事業」を参照）

○多様なニーズに応じたファミリーサポート事業の充実

核家族化の進行や、就労家庭が増加し勤務形態も多様化する中で、保育ニーズも多様化しています。地域における相互援助活動として、様々な利用者の要望に合わせたコーディネートができる、ファミリーサポート事業の重要性はさらに高くなっています。事業を開始した平成12年度末には、提供会員91人、利用会員342人、両方会員18人だった会員数が、平成25年度末には、提供会員343人、利用会員2,720人、両方会員35人にまで増加しました。

また、平成23年度から開始したファミリーサポート事業の病児・病後児預かりにおいても、年々会員数が増えてきています。平成26年度に会員を対象に実施した病児・病後児預かりに関するアンケート結果からも、より一層の需要が見込まれています。

今後も会員へのフォローアップ体制の充実や、ファミリーサポート事業の周知方法・利用

方法の改善などにより、安全・安心で利用しやすい環境整備を行っていくことが課題です。

(事業計画については第3章 128 ページ「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外の一時的預かり事業」、129 ページ「病児保育事業」、130 ページ「ファミリーサポート事業(就学後)」を参照)

○子どもショートステイ

子どもショートステイは、保護者の病気や出産・介護・冠婚葬祭・急な出張、育児疲れなどで必要なときに、区内の乳児院や協力家庭で宿泊を伴い一時的に預かる事業です。育児疲れでの利用が大変増えており、子育て不安や養育困難ケースも含めた多様なニーズに対応できるよう、協力家庭のスキルアップを図ることが課題です。

(事業計画については、第3章 125 ページ「子育て短期支援事業(ショートステイ)」を参照)

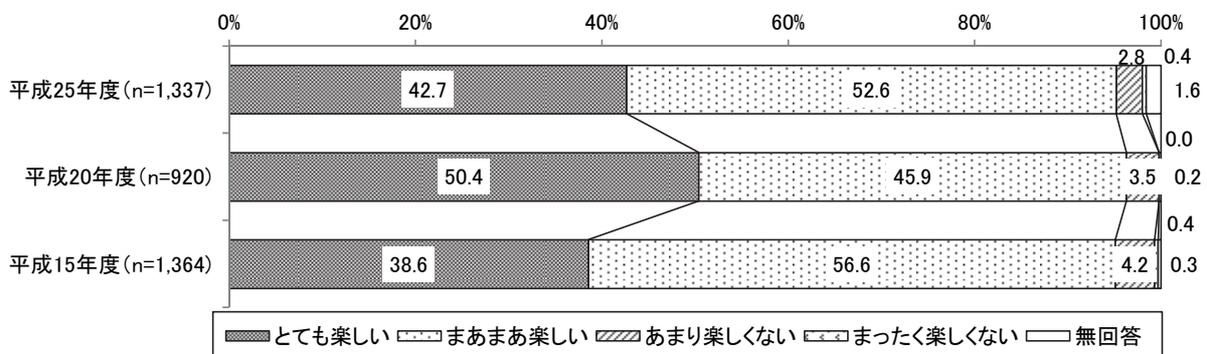


調査の結果では・・・

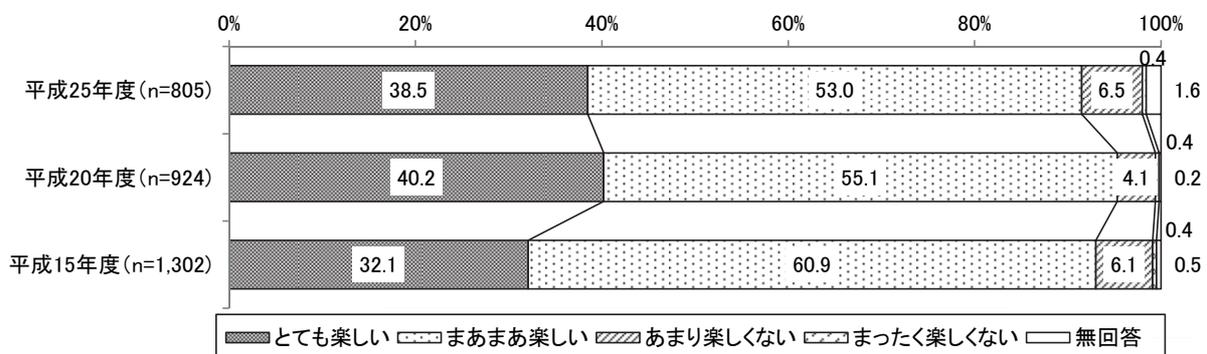
子育ての楽しさ

子育てを「とても楽しい」又は「まあまあ楽しい」と思っている保護者は、就学前児童保護者では 95.3%、小学生保護者及び中学生保護者では 91.5%となっています。中学生保護者では、「とても楽しい」が前回調査と比較して増えています。

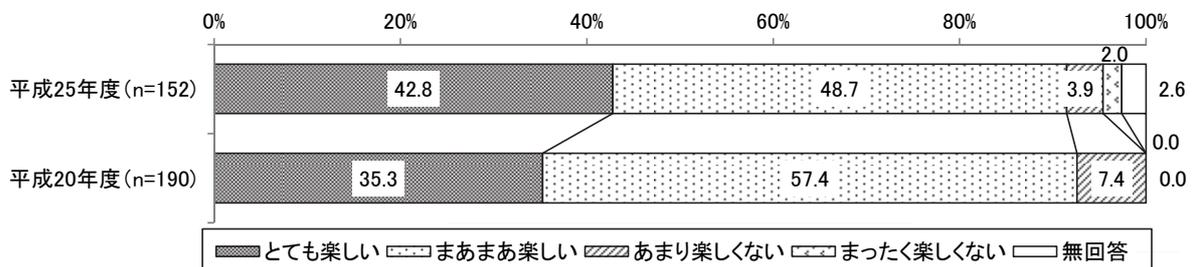
図表 II-4 就学前児童保護者



図表 II-5 小学生保護者



図表 II-6 中学生保護者



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

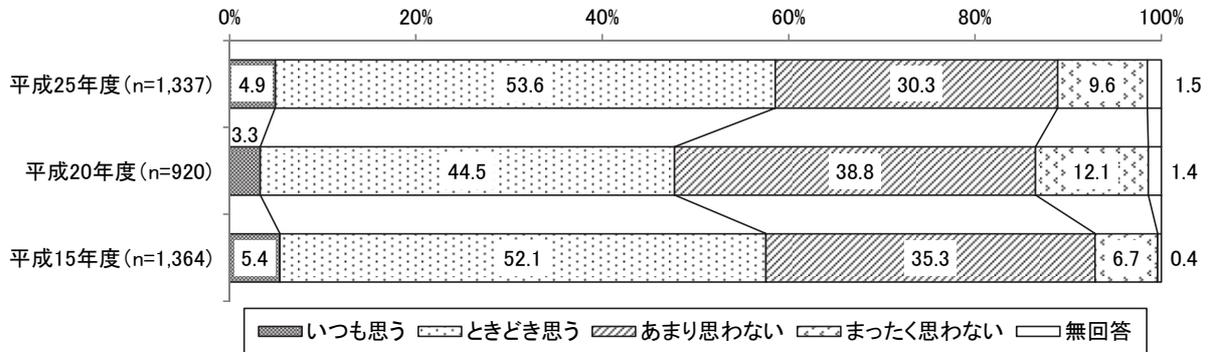
調査の結果では・・・

子育てのつらさ

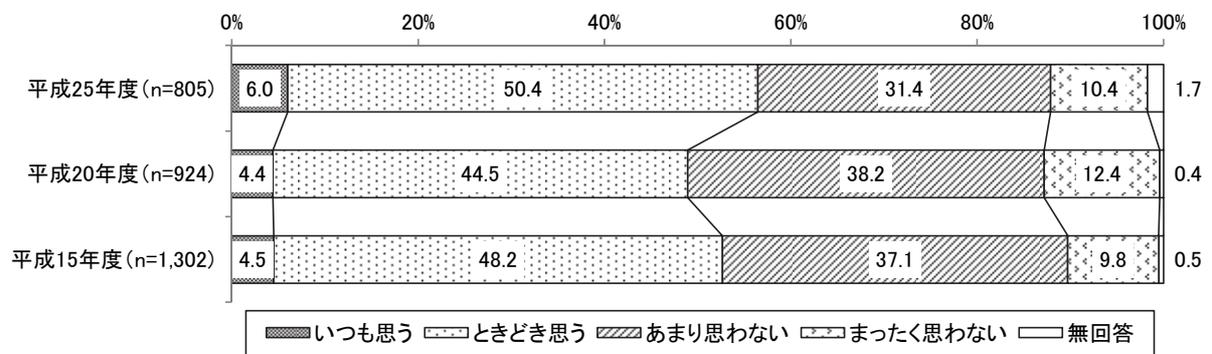
子育てがづらいと「いつも思う」又は「ときどき思う」人は、就学前児童保護者では58.5%、小学生保護者では56.4%、中学生保護者では44.7%となっています。子どもの年齢が低いほど、子育てがづらいと思う割合が多くなっています。

また、就学前児童保護者を対象に、子育てのつらさを母親の就労状況別にみると、就労していない母親の方が、子育てがづらいと「いつも思う」ことが多くなっています。

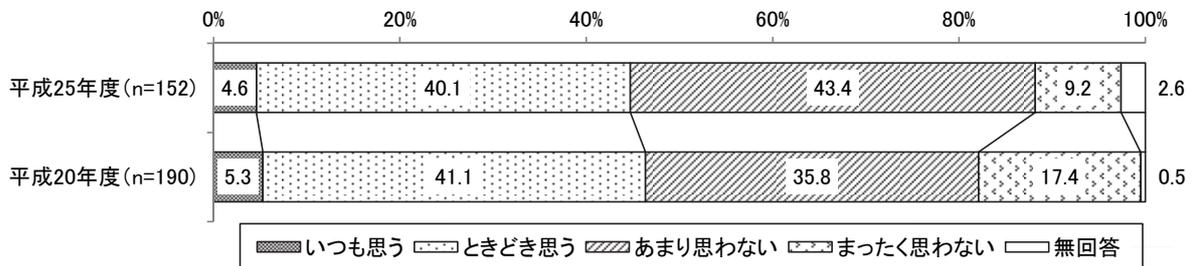
図表 II-7 就学前児童保護者



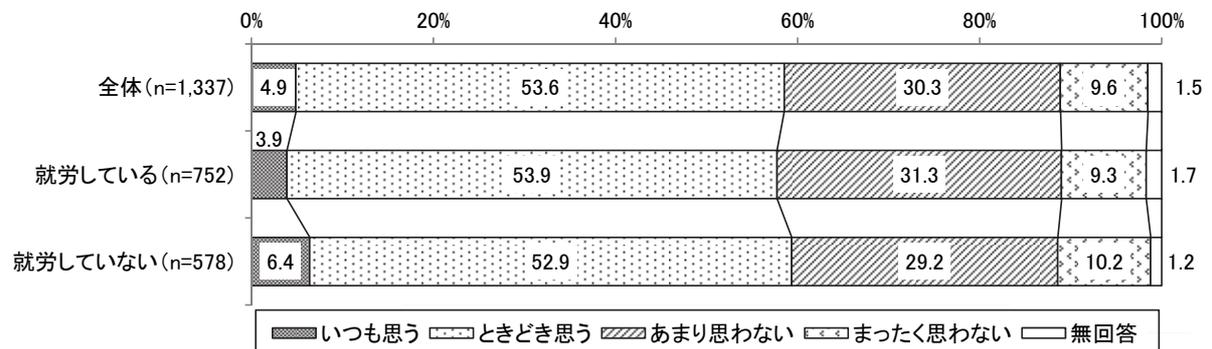
図表 II-8 小学生保護者



図表 II-9 中学生保護者



図表 II-10 母親の就労状況別（就学前児童保護者）



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成25年度

(2) 相談しやすい環境等の充実

子育てに関する相談については、子ども総合センター・子ども家庭支援センターをはじめ、地域子育て支援センター（二葉・原町みゆき）、NPO 法人ゆったりーの、保健センター、児童館、保育園、子ども園、幼稚園、学校、教育センター等、様々な窓口があります。区民にとって相談のハードルを低くするためには、身近な相談窓口があり気軽に相談できる環境を整えることが大切です。

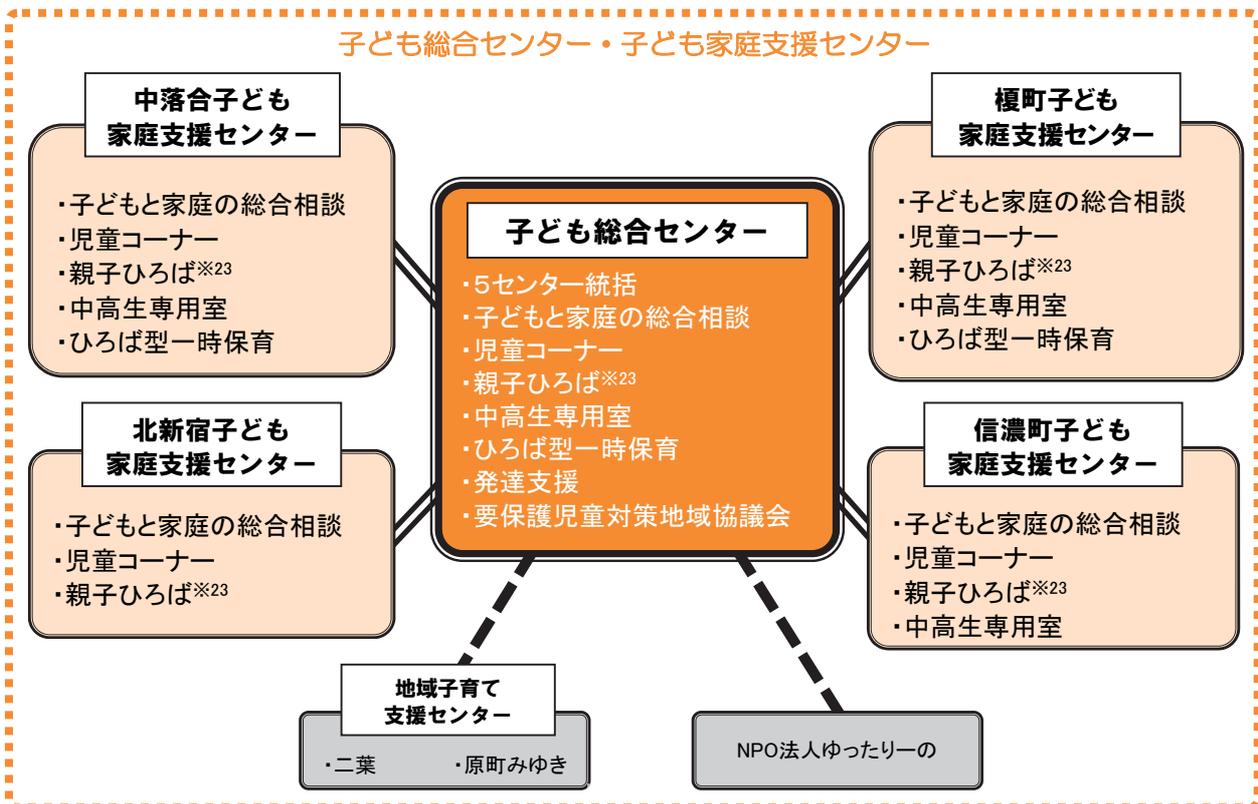
区では、子育てに関する相談の中心的な役割を果たしている子ども総合センター（1か所）・子ども家庭支援センター（4か所）を、区内にバランスよく配置し、地域において親同士がそれぞれの子育ての経験を活かして気軽に相談し合える環境を整えるとともに、子育て支援に関するサービスメニューも年々充実してきました。これらのメニューについては、区公式ホームページや子育て情報誌などにより最新の情報を発信していますが、多様なサービスの中から、自らの力で最適なサービスを選択することが難しい状況も見られます。

そのため、相談窓口では、子育て支援サービスはもとより、それ以外のサービスも含め、支援を求めている人に合ったサービスを組み合わせるコーディネートの必要があります。

また、専門知識が必要なケースについては、適切な機関につなげていく必要があるため、職員の専門性の向上を図ることが重要です。

なお、子ども総合センター・子ども家庭支援センターでは、18歳未満の子どもを対象とした子どもと家庭の総合相談を実施していますが、思春期の子どもの相談窓口としての周知が進んでおらず、今後の課題となっています。

（事業計画については、第3章 126 ページ「地域子育て支援拠点事業」及び 132 ページ「利用者支援事業」を参照）



※23 親子ひろば・・・乳幼児と保護者がいつでも自由に遊べるとともに、仲間づくりを兼ねた行事及び子育て支援講座を開催することにより、乳幼児親子の交流を図る場です。

(3) 子育て支援情報をより確実にわかりやすく

区の調査による就学前保護者の「子育ての悩み」の内訳は、「子どもの遊ばせ方や、しつけ」が46.9%、「仕事や自分の事が十分にできない」が33.4%、「子どもの食事や栄養」が28.1%、「緊急時に子どもを見てくれる人がいない」が27.2%などでした。

区では、育児相談や一時保育をはじめとした様々な子育て支援サービスを行っていますが、子育ての負担感や孤立感を軽減し、子育てを楽しいと感じてもらうためには、様々な子育ての悩みに適切に対応する情報が子育て家庭に確実に届く仕組みが重要です。

区は、子育てに関する情報を区の広報紙や区公式ホームページ、地域ポータルサイト等で提供しているほか、妊娠期から学齢期までの子育て情報を「新宿ハッピー子育てガイド」という冊子にまとめ、母子健康手帳交付時や関連施設の窓口で配布しています。また、乳幼児を連れての外出時に便利な「子育てバリアフリーマップ」のアプリ版も作成しています。

区の調査で、「子育てに関する情報で役立った情報の出所」について尋ねたところ、「同年代の子どもを持つ子育て仲間」が68.4%、「親や子育て経験のある人」が68.2%に対して、広報しんじゅくや区公式ホームページは26%前後、子育てガイドは18.5%でした。

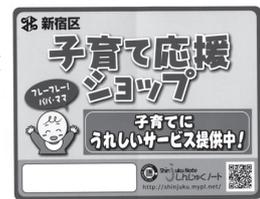
パソコンやスマートフォン、タブレット型端末機などの情報通信機器の普及はめざましく、保護者にとって、情報サイトの閲覧だけでなく、保護者同士の情報交換や相談のツールとしても大変有効な手段となっています。

こうした状況を踏まえ、今後、より一層、区の子育て支援情報を積極的に発信していくとともに、様々なツールを活用して子育て家庭の個別のニーズにも的確に対応する情報提供の工夫も必要です。

シンボル

子育て応援ショップ

乳幼児連れの方に便利な設備やサービスを提供している、区内の民間店舗・施設等の目印となるステッカーです。



【取組みの方向】

◆一時保育等・ファミリーサポート事業の拡充

- 一時保育等の事業は、在宅で子育てをする保護者の育児不安や負担を軽減するための事業として、依然として高いニーズがあるため、引き続き、保育園・子ども園・子ども家庭支援センターでの実施の拡大を検討していきます。
- ファミリーサポート事業は子どもの就学以降においても利用でき、施設型保育を補完する役割も担う相互援助活動です。より安全で使いやすい制度とするために、病児・病後児預かりや利用時間など事業の運営体制を整備・充実させていきます。

◆相談しやすい環境の整備と相談事業の専門性の向上

- 専門的な相談に応じたりコーディネートできる人材を確保するため、職員研修の充実を図ります。

◆子育て支援のさらなる総合化・ネットワーク化

- 子ども総合センターを中心に、区全体の子育て支援事業の総合化及びNPO等の民間団体との連携も強化していきます。また、子育て支援に関わる人たちの人材育成に努めていきます。
- 子どもや保護者が子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談、助言、連絡調整等を行う「利用者支援事業」を充実していきます。

◆子どもにもわかりやすいホームページづくり

- 子育てに関する情報を様々なツールにより発信していくとともに、区に関する情報を子どもにもわかりやすく提供し、区政への関心と参画意識を育てていきます。

◆子育て支援情報を誰にも簡単にわかりやすく提供する仕組みづくり

- ・誰にでも簡単に区の子育て支援情報を入手し、活用していただけるよう、区公式ホームページから子育て支援情報サイトにアクセスできる仕組みを作ります。
- ・スマートフォンなどの普及を踏まえて、個人のニーズに沿って、より一層必要な情報が確実に手元に届く仕組みづくりを進めます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

※<29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|---|--|---|
| <p>◆一時保育の充実</p> <p>緊急の事情(出産・病気等)や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。</p> <p>保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。</p> | <p>《一時預かり事業(幼稚園における在園児対象事業以外)》</p> <p>・年間延べ利用人数 13,267人</p> | <p>保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室型の整備が可能な場合は、専用室型一時保育を充実させていきます。</p> <p>・年間延べ利用人数 74,944人(ひろば型一時保育、ファミリーサポート事業含む)</p> |
| <p>◆ひろば型一時保育の充実</p> <p>身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。</p> <p>対象は生後6か月から小学校就学前まで、一回の利用は4時間以内とします。</p> | <p>《一時預かり事業(幼稚園における在園児対象事業以外)》</p> <p>・年間延べ利用人数 3,543人</p> | <p>・年間延べ利用人数 74,944人(保育所・子ども園の一時保育、ファミリーサポート事業含む)</p> |
| <p>◆ファミリーサポート事業</p> <p>子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。平成23年度からは病児・病後児の預り事業も行っています。</p> | <p>就学前児童</p> <p>《一時預かり事業(幼稚園における在園児対象事業以外)》</p> <p>・年間延べ利用人数 14,088人</p> <p>就学後児童</p> <p>《ファミリーサポート事業(就学後)》</p> <p>・年間延べ利用人数 4,751人</p> <p>病児・病後児保育</p> <p>《病児保育事業》</p> <p>・年間延べ利用人数 25人</p> | <p>安定的な相互援助活動を実施していくため、会員へのフォローアップ体制の充実や、周知方法・利用方法の改善などにより、安全・安心で利用しやすい環境整備を図ります。</p> <p>・一時預かり事業 74,944人(保育所・子ども園、ひろば型一時保育含む)</p> <p>・ファミリーサポート事業(就学後) 12,976人</p> <p>・病児保育事業 8,293人(病児・病後児保育事業含む)</p> |
| <p>◆子どもショートステイ</p> <p>病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。(利用対象は0歳～小学生までの子ども)</p> | <p>《子育て短期支援事業(ショートステイ)》</p> <p>・年間延べ利用人数 375人</p> | <p>協力家庭の登録数を地域のバランスよく、50家庭程度にします。</p> |
| <p>◆子ども総合センターの運営</p> <p>区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供します。</p> | <p>・子ども家庭支援センター、学童クラブ、子ども発達コーナー、障害児タイムケア、地域開放施設を有する、総合的な子育て支援施設として、運営しています。</p> | <p>総合的な子育て支援施設としての運営を、継続します。</p> |
| <p>◆子ども家庭支援センターの運営</p> <p>子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。</p> | <p>・子ども総合センター 1か所</p> <p>・子ども家庭支援センター 4か所(26年度から)</p> | <p>・子ども総合センター 1か所</p> <p>・子ども家庭支援センター 4か所</p> |

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|--|---|---|
| <p>◆子育て支援コーディネート体制の充実</p> <p>児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センター職員の外部研修への参加 13名 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センター職員の外部研修への参加 20名 |
| <p>◆乳幼児親子の居場所づくり</p> <p>子ども総合センター、子ども家庭支援センター、NPO 法人ゆったりの、区立保育園、子ども園、児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っています。</p> | <p>《地域子育て支援拠点事業》</p> <p>平成26年4月1日現在実施箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども総合センター 1か所 子ども家庭支援センター 4か所 地域子育て支援センター 2か所 NPO 法人ゆったりの 1か所 区立保育所 13か所 子ども園 12か所 児童館 15か所 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども総合センター 1か所 子ども家庭支援センター 4か所 地域子育て支援センター 2か所 NPO 法人ゆったりの 1か所 区立保育所 11か所 子ども園 14か所 児童館 15か所 |
| <p>◆地域子育て支援事業</p> <p>子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等、子どもと家庭への総合的な支援を実施します。</p> | <p>《利用者支援事業》</p> <p>平成26年4月1日現在実施箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 箇所数 7か所 | <ul style="list-style-type: none"> 箇所数 7か所 |
| <p>◆幼稚園子育て支援事業の実施</p> <p>区立幼稚園では、子ども家庭支援センターや児童館、子ども総合センター等多くの施設と連携し、地域の子育て支援のニーズを踏まえながら、未就園児の親子への遊び場開放や子育て相談など、子育て支援事業を実施していきます。西戸山幼稚園では「つどいのへや」を開設し、週4日間、子育て支援事業を行います。</p> | <p>《地域子育て支援拠点事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> 西戸山幼稚園「つどいの部屋」年間延べ利用人数 1,508人 区立幼稚園 14園 | <ul style="list-style-type: none"> 西戸山幼稚園「つどいの部屋」 区立幼稚園 14園 |
| <p>◆キッズページの運営</p> <p>区公式ホームページ内において、キッズページを運営します。</p> <p>子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> キッズページの年間アクセス平均値 (22年度～25年度) 24,727 | <p>引き続き、子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供していきます。</p> |
| <p>◆まちの子育てバリアフリーの推進</p> <p>子どもを連れた人へ配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを子育て応援ショップとして登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを通じ、親子での外出や、子育てしやすいまちづくりを促進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 登録件数 528店 (平成22年7月～平成26年3月) | <p><29年度目標></p> <p>累積登録件数 700店</p> |



ファミリーサポート



区立子ども総合センター



トピックス

スマートフォンに子育て情報が届きます

スマートフォンにアプリをダウンロードして登録すると、区から、お子さんの月齢やお住まいの地域に合わせた子育て情報(健診、予防接種、各種イベント等)を、随時お知らせします。

- お子さんのハンドルネーム
 - 出産予定日または誕生日
 - 性別 ■ 郵便番号
- などを登録してもらいます。

■子育てバリアフリーマップ (既存機能)

お子さん連れの方が利用しやすい施設を、外出先でも探すことができます。
GPSを使った経路検索も可能です。



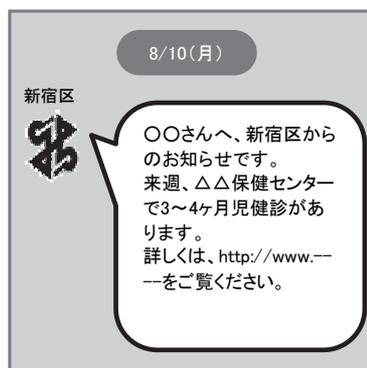
■子育て情報のプッシュ通知

お子さんの健診や予防接種の情報、イベント情報など、登録されたお子さんの誕生日に合った情報をプッシュ通知で配信。
うっかり忘れがないよう複数回のお知らせで、健診や予防接種の受診率を高めます。

子育て関連のイベント情報を確認できます。

※画面はイメージです。
構成・内容は変わる場合があります。

通知受信時のイメージ



アドレスをクリックすると、区のホームページにリンクして、詳しい内容を確認できます

お父さん。お母さん。区から通知が来てるよ。僕の健診、忘れないでね。登録してくれて良かった！



1 子育て支援サービスの総合的な展開

② 経済的な支援

【現状と課題】

(1) 経済的負担感の緩和への取組み

区の調査で、「子どもを育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、就学前児童・小学生・中学生の保護者、18歳から39歳の区民いずれも、「児童手当や税金・教育費の軽減など経済的援助」が第1位となっています。この傾向は、平成20年度の区の調査でも同様の状況です。

また、子育て世代の経済的負担感の緩和については、国においてもその重要性が認識され、児童手当の拡充、幼児教育無償化、奨学金の充実などが図られています。

区でも、その重要性を認識し、多子世帯や低所得世帯など子育て世帯の状況に応じて保育園・認証保育所や幼稚園の保育料の負担軽減などを実施してきました。

一方で、保育園の待機児童解消や学校教育の充実など、子育ての基盤整備についても、さらに充実を図る必要があります。財源が限られる中でこれらの施策を着実に実行していくためには、施策の優先度や緊急性に目配りしながら的確な財源配分を進めていく必要があります。

(2) 子どもの貧困防止に向けて

国が3年に一度実施している「国民生活基礎調査」によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子ども数は、平成24年時点で16.3%と、過去最悪となりました。貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の負の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。そこに盛り込まれた当面の重点施策としては、学習支援や教育費負担軽減を内容とする教育の支援、保護者と子どものそれぞれに対する生活の支援や就労の支援、児童手当や貸付金の拡充等の経済的支援、実態把握のための調査研究が挙げられています。

区はこれらの施策の実際の担い手として、より地域の実情に合った施策の推進体制を検討し、既存のネットワークや支援機関との連携、区民との協働を通じて個々の世帯状況に応じた、きめこまやかな支援を総合的に推進していく必要があります。

(3) 受益と負担のバランス

区の実施する事業は、事業の性格等により、国・東京都・区・利用者の負担の割合が異なっています。この中で国・東京都・区の負担は税金による納税者全体の負担です。

このように、納税者全体が一定の負担をしていることから、特定の行政サービスを利用し、利益を受ける場合には、受益者としてコストの一部を負担していただくことで、サービスを利用しない方との間の負担の公平を図っています。

保育等の選択的なサービスについては、保育園で子どもたちの健やかな成長を促す日々の

保育を行うために必要な経費の一部となることから、サービス内容とその利用者の経済力に応じた負担をする仕組みを導入し、負担の公平性を図っています。

また、平成27年4月から開始する子ども・子育て支援新制度では、保育園、認定こども園及び新制度に移行する私立幼稚園の保育料（利用者負担額）は現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として区が定めます。区立幼稚園・子ども園（幼稚園機能）の保育料等は、現行の負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、区が定めます。

【取組みの方向】

◆子育てに対する経済的負担軽減のための施策

- ・経済的負担感の解消に必要な施策については、国や東京都との役割分担、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら、経済的支援施策の確実な推進を図っていきます。また、国や東京都で実施するべきと考えるものについては、それぞれに要望し、特に国には、地方の財源負担が生じることのないよう要望していきます。
- ・平成21年度より、保育園等に通っている子どもが3人以上いる家庭に対し、保育料の負担軽減として、その中で一番高い保育料を無料にしています。今後も引き続き、保育料の負担軽減を図っていきます。また、幼稚園や子ども園では、国の幼児教育無償化の方針を受けて、区は平成26年度から対象を拡大して第二子の保育料を半額とし、第三子からは無料化を開始しています。

◆子どもの貧困防止に向けた検討

- ・既存のネットワークや支援機関との連携、区民との協働を通じて個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を検討していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

* <29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

| 事業名 | 現況※ | 31年度目標* |
|---|-----------------------------------|---------|
| ◆児童手当 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。 | ・受給者数 22,104人 | — |
| ◆児童育成手当（育成手当・障害手当） [育成手当]:「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]:「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。 | ・受給者数 育成手当 2,063人 障害手当 150人 | — |
| ◆児童扶養手当 「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人（平成22年8月から父子家庭の父も対象となった）に支給します。 | ・受給者数 1,666人 | — |

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|---|--|----------------------------|
| <p>◆特別児童扶養手当 「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級・4級(一部)程度、日常生活に著しい制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・受給者数 189人 | — |
| <p>◆子ども医療費助成 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・受給者数 28,727人 | — |
| <p>◆ひとり親家庭医療費助成 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害のある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・受給者数 1,939人 | — |
| <p>◆第3子目以降の保育料無料化 保育を必要とする就学前の児童3人以上を保育園等に預けている場合の保育料軽減策として、保育料の負担は2人までとし、それ以外は公費負担とします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区立、私立保育園・子ども園 26人 ・その他の保育施設 3人 (認証保育所、保育ルーム等) | 周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。 |
| <p>◆区立幼稚園保護者の負担軽減 一定所得以下の保護者について保育料を無料とするとともに、所得の多寡に関わらず小学3年生以下の兄弟がいる園児を扶養する世帯の保育料を軽減します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・入園料及び保育料免除者数 60人 ・26年度から所得制限なしに、多子世帯に対する入園料及び保育料の減額免除を開始 | 周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。 |
| <p>◆私立幼稚園保護者の負担軽減 私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・受給者数 1,450人 ・26年度から所得制限なしに、多子世帯に対する補助金の交付を開始 | 周知を徹底し、対象児について適正に実施していきます。 |
| <p>◆母子生活支援施設における学習支援 入居中及び退所後の小中高生、その他地域に住んでいるひとり親家庭の中高生を対象に、学習支援を実施します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日 38回 ・毎週土曜日 45回 ・夏季講習・冬季講習等 29回 | 継続して実施していきます。 |
| <p>◆生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援 生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等への業務委託により実施します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各種教室等実施回数 490回 ・参加人数:延べ 1,045人(実支援者数 29人/年) | 継続して実施していきます。 |
| <p>◆生活保護受給世帯の小中学生への学習環境整備支援 生活保護受給世帯の小中学生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学習環境整備支援費支給実績 中学生 53人 小学生 26人 | 継続して実施していきます。 |
| <p>◆生活困窮世帯の小中学生等への学習支援 生活困窮世帯(生活保護受給世帯含む)の小中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・中学生学習支援者数 延べ 31人 | 継続して実施していきます。 |

2 就学前の教育・保育環境の充実

① 保育所待機児童の解消

【現状と課題】

(1) 就学前児童の教育・保育環境の充実

子どもを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、生きる力を育てる環境を整備していくことが求められています。とりわけ、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの生きる力の基礎を育むために、就学前の教育・保育環境を充実することは重要な課題となっています。

区ではこれまで多様なニーズに対応するため、保育施設の整備、認定こども園の整備、幼稚園で行う幼児教育の充実、家庭で子育てを行う保護者に対する子育て支援事業の充実などに取り組んできました。

その結果、区の調査では、就学前児童の保護者の54.0%が新宿区を「子育てしやすいまち」と回答し、前回調査の47.0%から大きく増加しました。その理由として、34.2%の方が「保育園、子ども園、幼稚園などが利用しやすいこと」、24.5%の方が「保育サービスが充実していること」を挙げています。また、就学前児童保護者の84.5%が「ずっと」又は「当分の間」「新宿区で子育てをしていきたい」と回答し、新宿区が「子育てしやすいまち」と認識されていると考えられます。

今後は、この結果を踏まえて策定した事業計画に基づき、就学前児童の教育・保育施設や子育て支援事業の整備を推進し、環境の充実を図るとともに、質の高い教育・保育内容の提供に向けた人材育成や民間事業者の支援にも積極的に取り組んでいきます。

(2) 待機児童解消の着実な推進

区ではこれまで、待機児童の解消を目指し保育施設の整備に積極的に取り組み、平成26年までの10年間に1,800人以上の保育施設の受入枠を増加してきました。その結果、0歳から就学前の子どもの数に対する保育施設の定数は、平成26年4月1日現在で約45%となっており、東京23区の中でも高い水準になっています。

一方、近年の出生数の増加や子育て世代の転入、子育て世帯の共働き率の増加などにより保育施設の利用ニーズが急増し、平成25年4月の待機児童数は176名とはじめて3桁台になりました。区は緊急対策としての保育所整備などを行いましたが、それでも平成26年4月の待機児童は152名となっています。また、待機児童のうち0歳児から2歳児が全体の95%以上を占め、育児休業明けの1歳前後の子どもの保育ニーズが非常に高い状況であることから、0歳児から2歳児までの受入枠を拡大することが重点的な課題となっています。

今後、保育ニーズはより一層拡大し、多様化することが予想されます。区ではこれらのニーズを把握し対応するため、平成25年度に「次世代育成支援に関する調査」を実施しました。調査結果や現在の施設の整備状況、人口推計等を踏まえ、平成27年度から5年間の整備計画を定めた事業計画を策定しました。

この事業計画に基づき、民間の運営主体の力を活用した機動的な整備、公有地を活用した

整備、既存園のスペースを有効活用した定員の見直し等、多様な手法による保育施設の整備を進め、待機児童の解消を目指すとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを目指していきます。

(事業計画については、第3章 114 ページ「保育所等の量の見込みと確保数(定員数)」を参照)

【取組みの方向】

◆事業計画に基づいた保育所等の整備

- ・「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に即した保育施設を多様な手法により整備し、受入れ枠の拡大を図ることにより、待機児童の解消を目指します。
- ・0歳児から2歳児の育休明け前後の子どもの保育施設利用ニーズが高いことから、低年齢児の受入れ枠の拡大に重点を置いた待機児童解消対策を推進していきます。
- ・認証保育所については、今後も引き続き支援を行うとともに、施設の状況や意向を確認し、希望する施設に対しては、認可保育所への移行を支援していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

* <29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|--|---|------------------|
| ◆私立認可保育所等の整備 子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、保育受入れ枠の拡大を図り、地域の保育需要に応じていきます。 | 《保育所等の量の見込みと確保数(定員数)》 26年4月1日現在定員 ・私立認可保育所 1,816人 | ・私立認可保育所 2,783人 |
| ◆認証保育所への支援 様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応じていくために、近年整備を進めてきた認証保育所については、引き続き支援を行うとともに、施設の状況や意向等を確認し、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。 | 《保育所等の量の見込みと確保数(定員数)》 26年4月1日現在定員 ・認証保育所 843人 | ・認証保育所 858人 |
| ◆保育園・幼稚園の子ども園への一元化 保護者の就労の有無に関わらず、0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達に応じた教育・保育を一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図るため、保育園と幼稚園の子ども園への一元化を推進します。 | 《保育所等の量の見込みと確保数(定員数)》 26年4月1日現在定員 ・私立認定こども園 261人 | ・私立認定こども園 502人 |
| ◆家庭的保育事業・小規模保育事業 家庭的雰囲気で行う家庭的保育事業、学校施設や民間賃貸物件を活用した保育ルーム等、子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図り、特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育受入れ枠を拡大し、多様な保育ニーズに対応していきます。 | 《保育所等の量の見込みと確保数(定員数)》 26年4月1日現在定員 ・家庭的保育事業・小規模保育事業 115人 | ・特定地域型保育事業等 158人 |

2 就学前の教育・保育環境の充実

② 保育サービスの充実と質の確保

【現状と課題】

(1) 子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと多様化する保育ニーズ

近年子どもがいる夫婦の世帯で「夫婦とも就業」すなわち共働き世帯の割合は上昇しており、区では特に6歳未満の子どもがいる世帯の共働き率が大きく上昇しています。

子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと、柔軟性のあるきめ細かで質の高いサービスの提供が求められています。

区では、多様なニーズに応えるため、延長保育、障害児保育、産休明け保育、休日保育、病児・病後児保育、定期利用保育などの保育サービスを実施していますが、引き続き、多様に変化する保育ニーズに対応していく必要があります。

また、保育園、子ども園、幼稚園などの多様な施設における保育サービスの質の向上を図るための保育士に対する各種研修の実施や、安定した教育・保育環境を提供するための区による指導・検査・巡回相談などの実施、区内の保育施設を対象とした利用者評価・事業者評価・第三者評価などの実施を充実していきます。

さらに、教育・保育の質の確保・充実を図るため、保育園、子ども園、幼稚園等の合同研修や交流保育、公開保育などにより教育・保育に携わる保育士、教諭の共通理解を深めていくほか、小学校を中心とした保・幼・小合同会議の実施、カリキュラムや指導方法の改善や私立の運営事業者との相互の連携などを進めることで、教育・保育の推進に関する体制を確保していきます。

(事業計画については、第3章 123 ページ「延長保育事業」、129 ページ「病児保育事業」及び 135 ページ「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を参照)

【取組みの方向】

◆多様な保育サービス等の充実

- 保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育・産休明け保育・休日保育・定期利用保育等を、引き続き充実していきます。
- 区内2か所で実施する病児・病後児保育と、3か所で実施する病後児保育の利用実績を踏まえ、事業のさらなる充実を図っていきます。
- ファミリーサポート事業においては、保育施設の開始前・終了後の預かり、保育施設への送迎、病気又は病気回復時の預かり等を実施し、保護者の就労を支援していきます。

◆保育の質の向上

- 保育現場の課題に応じ、保育の質を向上する理論や実技研修を計画的に実施していきます。
- 区立、私立保育園、子ども園、認証保育所等の設備及び運営について、区が巡回を行い、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、園の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図っていきます。
- 区内の保育施設を対象とした、利用者評価、事業者評価、第三者評価等を引き続き実施し、サービスの質の向上を図っていきます。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき、民間事業者の力を活用して新しく開設した保育施設等において、安定した質の高い保育サービスが提供されるよう、区が相談、助言等を行い、円滑な事業の実施を支援していきます。

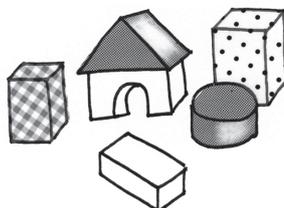
【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

* <29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の《 》にその事業名を記載しています。

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|---|---|---|
| <p>◆特別保育サービスの充実【延長、休日、病児・病後児等】</p> <p>就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的に応え、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備します。延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図っていきます。</p> | <p>《延長保育事業》 認可保育所、認定こども園、保育ルーム等で実施</p> <p>《病児保育事業》 年間延べ利用人数 1,350人</p> | <p>・3,659人</p> <p>・年間延べ利用人数 8,293人 (※ファミリーサポート事業含む)</p> |
| <p>◆各種研修の充実</p> <p>保育園において、理論・実技・障害児等保育に関わる専門研修を通し、専門職としての知識を高めます。さらに、テーマや職種別 OJT 研修、相談事務等に対応するスキルを身につけ、保育の質の向上を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保育実技研修 2回 ・食育や保健等を含めた理論研修 9回 ・障害児等保育の研修 5回 ・相談援助のための研修 6回 ・新任保育士研修、初級保育士宿泊研修等を実施 | <p>継続して実施していきます。</p> |
| <p>◆指導検査</p> <p>認可保育所や認証保育所など保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を目的に、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施 私立保育園 18か所 私立子ども園 2か所 区立保育ルーム 5か所 家庭的保育事業(家庭的保育者) 3か所 家庭的保育事業(保育所実施型) 1か所 認証保育所 22か所 | <p>継続して実施していきます。</p> |



2 就学前の教育・保育環境の充実

③ 幼児教育環境の充実

【現状と課題】

(1) 社会環境の変化に応じた幼児教育環境づくり

乳幼児期は、心情や意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、特に幼児期における就学前教育は、子どものその後の成長や学びに大きく影響を与えます。

一方、少子化や核家族化の進行等の社会情勢の変化は、区民ニーズを多様化・複雑化させ、就学前の子どもを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

平成20年には「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」が改訂され、「ねらいと内容」のすり合わせが行われ、就学前教育の共通基盤が整ったことから、区では幼稚園、保育園、子ども園等の就学前児童の教育・保育施設において職員の相互現場研修等も行いながら連携して教育現場の整備充実に努めています。

区立幼稚園においては、昭和53年度の園数36園、在園児数4,813人をピークにそれ以降は減少の一途をたどり、平成24年度には17園、768人にまで減少しました。園児数の減少により学級編制ができずに休学級や休園となる園が出てきた一方、同じ就学前の子どもを対象とする保育園では待機児童が発生する状況のなか、長時間保育や就学前教育・保育の質の充実など保護者ニーズの多様化に対応するため、保育園・子ども園の開設を進めてきました。

しかし、区立幼稚園に対する期待も高まり平成24年度を底に平成26年度には在園児798人となり、充足率も平成24年度の64.3%から平成26年度には75.5%と回復基調に転じています。また、私立幼稚園在園児についても区内外合わせて年々増加の一途をたどり、平成26年度は21年度に比べ、約14%増の約1,600人となっています。

背景としては、幼稚園が学校教育施設として小学校就学に向けての重要な役割を担っていると再認識されたことや女性の社会進出が一般的になり、幼稚園等に預けながらパート等の就労を希望する保護者が多くなり、幼児教育と子育て支援を両立させる施設としての幼稚園の役割が求められていることなどが考えられます。このことは、子ども・子育て支援新制度の導入に向けてのニーズ調査にも表れており、特に3歳児保育のニーズの高まりや子育て支援としての預かり保育への対応が課題となっています。

こうした現状を踏まえて、区では区立幼稚園のあり方についての検討を実施していますが、3歳児保育のニーズや子育て支援としての預かり保育への対応についても、公私立の幼稚園の役割分担も含めて私立幼稚園と連携を図りながら検討していくなど、幼児教育環境の充実に取り組んでいきます。

(事業計画については、第3章118ページ「幼稚園等(幼稚園、認定こども園(幼稚園機能))」及び127ページ「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業」を参照)

【取組みの方向】

◆就学前教育合同研修等の充実

- ・就学に向けた教育・保育の内容の充実を目指し、保育園・子ども園・幼稚園の職員同士の合同研修を実施します。
- ・危機管理や人権研修等、園児の安全面と保護者対応に向けた研修を実施します。また、公開保育参観等、具体的な取組みを通して、保育園・子ども園・幼稚園が、就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行えるよう、就学前教育の充実を図ります。

◆区民ニーズに対応した幼児教育環境の充実

- ・区民ニーズに対応した就学前の子どもに対する幼児教育環境を充実するとともに、施設の選択の幅を広げ、保護者が公私立の保育園・子ども園・幼稚園を個々のニーズに応じて選択できる環境づくりを進めていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

* <29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の< >にその事業名を記載しています。

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|---|--|---|
| ◆就学前教育合同研修等の充実 区と教育委員会が研修の内容について協議、協力しながら、年度内に8回実施します。区内の公私立保育園・子ども園の保育士・教諭及び区立幼稚園の教諭等を対象に専門分野の外部講師を招へいし、情報交換等の交流をしながら保育の質の向上に向けた研修を行います。 | ・保育園・子ども園・幼稚園の職員同士の合同研修や交流保育を通じて、それぞれの園がよりよい就学前教育の場となるよう、年間8回実施 理論研修 4回 実技研修 2回 公開保育 2回 ・具体的な保育の取組みを公開保育参観などで公開し各園のよさを共有 | 継続して実施していきます。 |
| ◆時代の変化に応じた教育環境づくりの推進(区立幼稚園のあり方の見直し) 良好な幼児教育環境を実現するため、区民ニーズを踏まえ、幼稚園教育における公立園の役割と今後担うべき役割について検討を行います。 | <<幼稚園等(幼稚園、認定こども園(幼稚園機能))>> ・区立幼稚園のあり方について再検討を実施 | 27年度に「区立幼稚園の見直し方針」を決定し、28年度から同方針を実施します。 |
| ◆私立幼稚園預かり保育推進事業 私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図ります。 | <<一時預かり事業>> ・年間延べ利用人数 40,249人 | ・年間延べ利用人数 90,000人 私立幼稚園協議会と協議し、確保方針について検討していきます。 |
| ◆子ども園における預かり保育の充実 教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を、子ども園で実施します。 | ・子ども園11園で実施 年間延べ利用人数 5,439人 | 非定型就労など、保護者のライフスタイルの多様化に対応し、保護者の選択できる保育サービスの充実を図るため、子ども園全園で実施します。 |

3 放課後の子どもの居場所の充実

① 学童クラブの充実と質の確保

【現状と課題】

(1) 学童クラブの現状と今後のあり方

○学童クラブの現状

区内には、区立学童クラブと区が運営助成をしている民間学童クラブがあります。

区立学童クラブは、児童館・子ども家庭支援センター等に併設又は区立小学校内に開設しています。児童館等では施設の利用児童と、小学校内では放課後子どもひろば利用児童との交流ができ、またそれぞれの行事にも参加できるなど、利用児童間の幅広い交流と活動ができる環境となっています。

利用時間については、保護者からの利用時間延長の希望の増加に対応し、業務委託化の手法により放課後から午後7時まで利用できる学童クラブを拡大してきており、平成27年4月からは区立全学童クラブで延長を行います。

また、民間学童クラブは、独自の運営の工夫や長時間の預かり、保育園との交流など各々の特徴を活かした運営を行っています。

学童クラブは、保育園利用児数の増大が示すように共働きやひとり親家庭の増加とともに利用児童数は増加傾向にあり、平成26年4月には、区立学童クラブ全体の総定員1,200人に近い登録がありました。また、地域により施設規模や児童数に大きな差があるため、定員を超えて受入れを行っている学童クラブもあります。

平成27年4月から開始する子ども・子育て支援新制度に併せ、運営基準を条例で定めるとともに、対象を6年生までに拡大しました。

○学童クラブの今後のあり方

今後は子ども・子育て支援新制度を踏まえた育成環境の整備や、保護者の就労形態や各家庭のニーズに合った事業の展開が求められています。

増大し、多様化しているニーズには、新たな整備も視野に入れつつ、放課後子どもひろばの機能拡充により対応していきます。具体的には学童クラブ利用要件のある児童が午後7時まで利用できる時間延長や、帰宅時間の管理・連絡帳等のサービスを付加し、保護機能を持った放課後の居場所づくりを検討していきます。

さらに、子どもの自立度や家庭の状況により、学校休業中だけ利用したいというニーズに対応し、長期休業期間のみ学童クラブを利用できる仕組みも平成27年4月から開始します。

区立学童クラブで需要をカバーできない地区や夜間の学童保育需要に対応している民間学童クラブとも連携しながら、利用するすべての児童が心身ともに健やかに成長できる場となるよう取り組んでいきます。

(事業計画については、第3章124ページ「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」を参照)

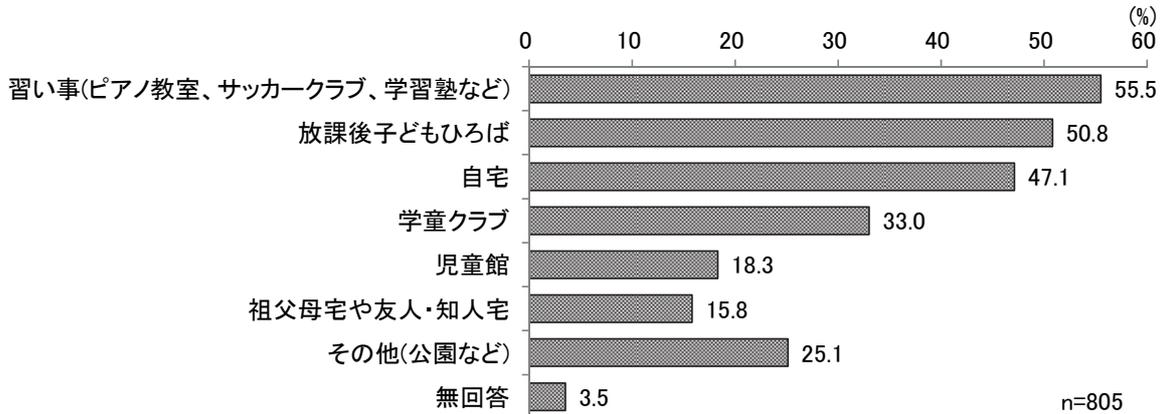


調査の結果では・・・

小学校低学年（1年生～3年生）の放課後に過ごさせたい場所（小学生保護者）

子どもが小学校低学年（1年生～3年生）のとき、放課後に過ごさせたい場所を小学生保護者に尋ねたところ、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、55.5%となっています。

図表 II-11 小学校低学年（1年生～3年生）の放課後に過ごさせたい場所（小学生保護者）



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査（小学生保護者）」平成25年度

【取組みの方向】

◆学童クラブ事業の質の向上

- すべての学童クラブで利用時間の延長を行うとともに、民間のノウハウを活かしたプログラムの充実を図ります。
- 利用者要望の把握及び学童クラブ主任会議等を通じた課題検討や情報共有を行い、事業の質の向上を図っていきます。
- 区は巡回等により運営状況を継続的に確認していきます。

◆利用対象等の拡充

- 利用対象を6年生まで拡大します。
- 今後も需要増が見込まれる地域については、学童クラブ定員の拡充を検討していきます。
- 利用方法は、従来の「定期利用」に加え、長期休業中のみ利用できる仕組みを開始します。
- 放課後子どもひろばの機能の拡充をしていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

* <29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の<>にその事業名を記載しています。

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|--|--|---|
| ◆学童クラブの充実 通常時の平日午後6時以降や小学校の長期休業中の午前9時以前の保育需要に応えるため、区立学童クラブ全所で児童指導業務委託を導入し、延長利用を実施します。 | <放課後児童健全育成事業(学童クラブ)> 26年4月1日現在定員 ・学童クラブ定員 1,356人 | ・学童クラブ定員 1,465人 |
| ◆各種研修の充実 日常活動のスキルアップにつながる研修(児童館実技研修)、配慮が必要な児童への対応(障害児研修)、保護者対応の研修等を実施します。 その他、他館の学童クラブの運営を体験する(体験研修)も行います。 | ・児童館実務研修 4回 ・ソーシャルワーク研修 8回 ・児童館体験研修(児童館行事) 1回 ・児童館体験研修(幼児サークル、学童クラブ運営) 1回 | 継続して実施していきます。 |
| ◆巡回指導(障害児) <学童クラブ> 年間2回以上、専門家よりアドバイスをもらう巡回指導を行い、日常活動に活かします。 | ・学童クラブにおける巡回指導 在籍児1人につき年2回 | 学童クラブにおける巡回指導を、個別の児童の状況に応じて、引き続き実施していきます。 |

3 放課後の子どもの居場所の充実

② 児童館・放課後子どもひろば等の充実

【現状と課題】

(1) 児童館等の充実

区には、子どもの健全育成と乳幼児を持つ家庭への子育て支援を行うための拠点として、15か所の児童館と、児童館機能も併せ持つ子ども家庭支援センター（4か所）、子ども総合センター（1か所）があります。児童館を利用する子どものほとんどは幼児や小学生ですが、中高生も利用しています。

しかし、児童館の広さなど施設上の制約もあり、中高生が過ごしづらい現状があります。そこで、子ども家庭支援センターや子ども総合センターには、中高生専用スペースを設け、中高生の居場所づくりを進めてきました。

児童館は、子どもをめぐる社会環境や家庭状況の変化に伴い、子どもの遊びの場所にとどまらず、子育て支援や地域との交流の場としての役割がますます重要になっています。このため、関係機関と連携して子育て支援を行うことができる職員の育成により、育児不安に悩む家庭への支援や児童の健全育成などを行う施設として充実させていく必要があります。

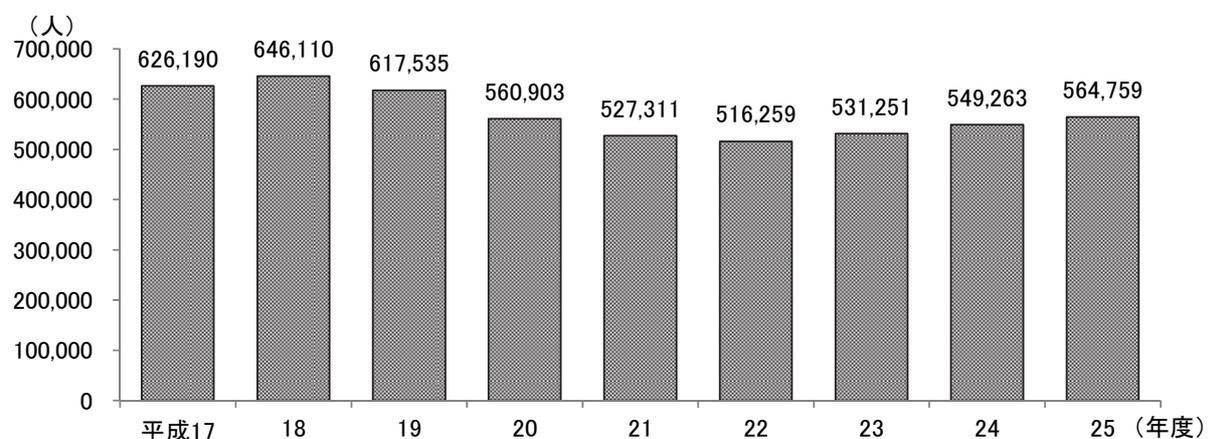
また、民間ならではのアイデア、柔軟な人員配置など民間活力を活かした運営を行うために、平成26年度までに11か所の児童館に指定管理者制度を導入しました。これまで積み上げてきた区の児童館運営のノウハウを絶やすことなく民間事業者へも継承していく必要があります。

🔍 データでみると・・・

児童館の利用人数の推移

児童館の利用人員（年間延べ）は平成18年度の646,110人をピークにしばらくは減少し、平成22年度に516,259人となりました。平成23年度以降は増加傾向にあり、平成25年度は564,759人となっています。

図表 II-12 児童館の利用人数の推移



出典：新宿区「新宿区の概況」

(2) 放課後子どもひろばと児童館・学童クラブの連携

放課後子どもひろばは、学校施設を活用して子ども家庭部と教育委員会が連携、協力しながら、行っている事業です。子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士の交流ができる安全・安心な遊びと学びの場として、平成19年度から整備を始め、平成23年度には全29か所の区立小学校で実施しています。また、平成26年度からは、新宿養護学校でも開始しました。

放課後子どもひろばと児童館は、自由な子どもの居場所としての共通点が多く、様々な連携を行っています。1学期に1回程度実施する各放課後子どもひろば連絡会^{※24}に児童館職員、学童クラブ職員が参加することにより、子どもの居場所や指導方法についての情報の共有を図っています。

学校内に学童クラブがある小学校では、両事業を同一の事業者へ委託し、放課後子どもひろば参加児童と学童クラブ児童と一緒に参加できるプログラムを行っています。学校内に学童クラブがない小学校でも、より一層交流できる環境を整備していくことが必要です。

より良い子どもの居場所としていくために、児童館職員と放課後子どもひろばのスタッフが、児童健全育成に関する知識と経験を共有しながら連携していくことが課題です。

また、放課後の居場所として、放課後子どもひろばを利用している児童には、保護者の就労等により継続的に適切な保護が受けられない児童も数多くいます。学童クラブ需要の高まりへの対応を含め、多様なニーズを受け止められる場として、放課後子どもひろばをどのように整備していくかが課題です。

(3) 障害のある子どもの放課後支援の充実

障害のある子どもの放課後活動の支援としては、「放課後等デイサービス事業」と「障害児等タイムケア事業」の2つの事業があります。

「放課後等デイサービス事業」は、放課後や学校の長期休業中の学齢期の子どもを受け入れ、生活能力の向上や交流の機会を提供しています。区内には多様な設置主体により7か所が事業運営しています。「障害児等タイムケア事業」は子ども総合センター3階に「まいペース」^{※25}を開設し、肢体不自由児5名を含め、1日30人を受け入れています。

今後も、就学している障害のある子どもが安心して過ごせる放課後等の居場所を充実させていく必要があります。

【取組みの方向】

◆特色ある児童館等の運営

- 地域特性や利用実態を考慮し、利用者や地域の意見を反映した運営を進め、地域の子どもの健全育成や子育て支援の拠点としていきます。
- 直営児童館等と指定管理児童館との連携により各施設の特色を活かしたサービスの充実を図ります。

◆中高生への支援の充実

- 児童館等での中高生タイムの実施や子ども家庭支援センター等の中高生専用スペースの利用のルールづくりを自ら行う取組みなどにより、中高生への支援の充実を図っていきます。

※24 放課後子どもひろば連絡会…管理責任者、小学校等代表、PTA代表、地域関係者で組織しており、各校放課後子どもひろばの事業内容などを検討する他、連絡調整を行う会です。

※25 まいペース…社会福祉法人新宿あした会が障害児等タイムケア事業を実施するスペースの名称です。

◆放課後子どもひろばの充実

- ・児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。一人ひとりの児童に合った居場所を提供するため、放課後子どもひろば運営委員会で協議し、放課後子どもひろばの時間延長等、事業の拡充を行います。
- ・児童館内学童クラブ利用児童も、放課後子どもひろばのプログラムにより一層参加しやすくなるよう、連携を深めていきます。

◆障害のある子どもの放課後支援の充実

- ・就学している障害のある子どもを対象に、安心して過ごせる場を充実させていきます。
- ・保護者のレスパイト^{※26}や就労への支援のみならず、障害のある子どもの社会性の習得や友人関係の構築を支援していきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

* <29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

| 事業名 | 現況 [※] | 31年度目標 [*] |
|--|--|---|
| <p>◆児童館における指定管理者制度の活用</p> <p>児童館に併設されていることぶき館の機能転換の機会や地域バランスを考慮の上、児童館への指定管理者制度導入をしています。</p> <p>なお、子ども家庭支援センターは区の直営とします。</p> | <p><26年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入 11館 | <p><29年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入 12館 |
| <p>◆中高生にとっての魅力ある居場所づくり</p> <p>児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センター施設を有効活用し、中高生の居場所を拡充します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・中高生スペース(子ども家庭支援センター等) 4館 ・児童館等での中高生タイム実施館 3館 ・中高生対象事業実施館 9館 | <p>中高生支援の事業等の拡充を図ります。</p> |
| <p>◆放課後子どもひろばの拡充</p> <p>余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校全校及び新宿養護学校で実施 | <p>ひろばの時間延長や、地域ニーズに合った事業の拡充を図ります。</p> |
| <p>◆学童クラブと、放課後子どもひろばの一体的運営</p> <p>放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区内 8 小学校で一体的運営を実施 | <p>区内 10 校で一体運営を実施する他、19 校で事業連携を図ります。</p> |
| <p>◆児童福祉法に基づく放課後等デイサービス</p> <p>心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。区内では 7 か所で実施しています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 63 人/月 ・利用日数 4.7 日/月 | <p><29年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 79 人/月 ・利用日数 10 日/月 |
| <p>◆障害児等タイムケア事業</p> <p>小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用者 892 人/年 ・利用日数 6,864 日/年 | <p><29年度目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ利用者 895 人/年 ・延べ利用日数 6,870 日/年 |

※26 レスパイト・・・一時休息のこと。短期入所等で子どもを一時的に預かることで、保護者の負担を軽減します。

4 特に配慮が必要な子どもと家族のために

【現状と課題】

保育園、子ども園、幼稚園などの就学前施設や、学童クラブや放課後子どもひろば等では、障害児等の健やかな成長と安全な環境を保障するため、人的配置や施設整備に配慮をしています。

障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域で共に成長することができるように支援するとともに、子どもの特性に合った支援を提供できる環境の整備が大切です。

乳幼児期から学齢期、高校卒業後までの継続した切れ目のない相談や支援体制の整備を進めるとともに、相談件数の増加や多様化しているニーズに適切に対応していく必要があります。

(1) 特に配慮が必要な子どもへの教育・保育

区では昭和48年度より先進的に区立保育園で障害児を受け入れ、「ともに育つ保育」を行ってきました。平成13年度には区立保育園全園で受入れを開始し、平成20年度には、すべての区立、私立の認可園で体制を整え、障害の有無に関わらず、子どもと一緒に育ち合う保育をしています。

このように、就学前施設では障害児保育を実施していますが、今後も教育・保育の向上に努めていく必要があります。

(2) 学童クラブにおける特に配慮を要する子どもへの支援

学童クラブでは、平成7年度に「新宿区学童クラブ障害児等利用要綱」を整備し、障害児等の受入れを行うとともに、平成19年度から、障害児や発達状況から見て特別な配慮を要する子どもが在籍している学童クラブを対象に巡回指導を実施しています。障害児等に関する専門的な知識・経験を有する者からの指導により、担当職員が適切な支援を行えるようスキルアップを図り、学童クラブにおける障害児等の健全育成に努めています。これらの取り組みは引き続き実施していきます。

また、学童クラブは、障害児等の就学後の放課後支援の場として、今後も大切な役割を担っていきます。

(3) 新宿区障害者計画・障害福祉計画との連携

平成25年度に区が実施した「区民の生活のニーズに関する調査（新宿区障害者生活実態調査）」の結果から、子育てに関し「障害等の早期発見・早期支援」「乳幼児期の子育てに関する相談の充実」「乳幼児期の支援体制の充実」「学齢期の支援体制の充実」「療育・教育・保育・福祉施策の連携」「放課後支援等の日中活動の充実」「障害等のある子どもへの専門相談」等の施策の推進・充実が求められていることがわかりました。

区はこれらの調査結果を踏まえ、平成27年3月に「新宿区障害者計画・第4期新宿区障害福祉計画」を策定しました。障害者計画では、「ライフステージに応じた成長と自立への支援」を基本目標の一つに掲げ、さらに「障害等早期発見と成長・発達への支援」「多様な就労支援」「社会活動の支援」を個別目標としています。特に配慮が必要な子どもと家庭に対して、乳幼児期はもとより、青年・壮年期まで含めた切れ目のない支援を進めていくことが大切です。

す。第4期障害福祉計画においては、障害のある子どもに対する障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援事業について、サービス必要見込量など具体的な数値目標を定めています。

障害のある子どもを持つ家庭の負担は大きく、子どもだけでなく保護者を心身ともにサポートする体制が欠かせません。障害のある子どもと家庭を支援するため、関係各課や関係機関がより実効性のある連携を取っていく必要があります。

○障害のある子どもと家族のためのサービス

障害のある子どもに対する障害者福祉の制度には、補装具、日常生活用具、住宅改修等のハード面の給付と、ヘルパーや通所療育等のソフト面の福祉サービスがあります。一人ひとりの障害や生活の状況に合わせ、子どもの発達を支援していく必要があります。

障害のある子どもを育てている家族の急病時や休養に対応できるように、区立障害者施設等で「短期入所」や「日中一時支援事業(日中ショート)」を実施しています。また、居宅においてヘルパーが入浴や排せつの介助を行う「居宅介護」や、外出時の支援である「移動支援」、発達段階に応じた療育を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の事業所も区内にあります。これらのサービスを利用するには、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成するか、家族自身が「セルフプラン」を作成する必要があります。

子どもと家族等が、利用計画作成の支援を受け、適切なサービスを利用できるようにすることが必要です。

○言語の獲得とコミュニケーション能力の向上

子どもは成長段階において、音声情報を取得することで音声言語を獲得し、また他者とのコミュニケーションを学習していきます。難聴の子どもが音声言語を獲得し、コミュニケーション能力を向上させるためには、適切な時期に適切な支援を受ける必要があります。

○医療依存度の高い子どもへの支援

医療依存度の高い重症心身障害児や難病児等にとって、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等、在宅における支援体制が整うことにより、はじめて子どもやその保護者家族も安心して在宅生活を送ることができるようになります。

子どもの状況に応じた専門的ケアや多様なニーズに対応するため、医療、保健、教育・保育、福祉等の多領域にまたがる支援の仕組みを検討する必要があります。

○障害のある保護者への育児支援

障害者が育児を行う場合に、障害の特性や程度によって、保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等について、支援を受けながら行う必要もあります。

○文化・スポーツ等への参加の促進

平成32年（2020年）東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、障害者がそれぞれの障害種類、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツが楽しめることができるよう、区では、公益財団法人新宿未来創造財団等を通じて、生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力を一層強め、文化・スポーツ活動の機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知を通じて障害者スポーツ振興を図ります。

【取組みの方向】

◆特別な配慮の必要な子どもへの教育・保育

- ・就学前施設では、巡回相談や障害に関する研修などにより、保育者、教員の資質を高め、子どもの育ちを心身両面から支えるきめ細かい教育・保育を行っていきます。
- ・学童クラブにおいても、引き続き巡回指導や研修等により、学童クラブ職員のスキルアップを図り、障害児等の健全育成に努めていきます。

◆障害のある子どもへの支援

- ・補装具等の福祉用具の給付を受け、住宅設備を改善することにより、日常生活を容易にし、利便性を向上することができます。補装具、日常生活用具、住宅設備改善は、障害や生活の状況に応じて適切な給付が受けられるように区が相談を受け、支給決定を行います。
- ・言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対しても補聴器の購入費用の一部を助成します。
- ・重症心身障害児については、年齢（月齢）が低いために障害者手帳の診断を受けられない子どもに対しても、医師意見書等で子どもの心身の状態を確認し、日常生活用具（在宅療養機器）の給付の決定や福祉サービスの支給決定を行います。

◆障害のある子どものサービス利用の支援

- ・障害のある子とその家族が必要なサービスを上手に組み合わせて、計画的に利用することができるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成を子ども総合センター、基幹相談支援センター（障害者福祉課）の区直営施設（2か所）、民間事業所（3か所）の相談支援事業所で支援します。

◆障害のある保護者への育児支援

- ・障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合、居宅介護や重度訪問介護といった障害福祉サービスの支給決定を受けて、ホームヘルパーによって子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援をしてもらうことができます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|---|--|---|
| ◆保育園等における障害児保育 保育園や子ども園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育します。また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。 | ・区立、私立保育園・子ども園 38か所 利用者 25人 非常勤 25人 | 継続して実施していきます。 |
| ◆幼稚園における障害児保育 幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育します。安全の確保と教育的効果の向上を図るため、必要に応じて介護員を配置します。 | ・区立幼稚園 10園 利用者 44人 介護員 36人 | 継続して実施していきます。 |
| ◆学童クラブにおける障害児保育 学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。 | ・障害児対応 1対1又は2対1の加配職員の配置 ・障害児研修 2回 | 継続して実施していきます。 |
| ◆補装具費の支給 障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用について支給します。 | ・補装具の購入(18歳未満) 84件/年 | 継続して実施していきます。 |
| ◆日常生活用具の給付 介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。 | ・障害児者合わせて4,279件/年 | ＜29年度目標＞ 障害児者合わせて 5,196件/年 |
| ◆住宅設備改善 在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。 | ・障害児者合わせて 15件/年 | ＜29年度目標＞ 障害児者合わせて 20件/年 |
| ◆中等度難聴児発達支援事業 障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。 | 1人1台(片耳) | 継続して実施していきます。 |
| ◆障害者のための居宅介護(ホームヘルプサービス) 障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。 | 障害児者合わせて ・利用者 506人/月 ・利用時間 12176時間/月 | ＜29年度目標＞ 障害児者合わせて ・利用者 506人/月 ・利用時間 12,275時間/月 |
| ◆障害児者のための短期入所(ショートステイ) 家族が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。小学生以上の子どもは新宿生活実習所、中学生以上はあゆみの家で受け入れます。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。 | 障害児者合わせて ・利用者 80人/月 ・利用日数 6日/月 | ＜29年度目標＞ 障害児者合わせて ・利用者 91人/月 ・利用時間 7日/月 |

5 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

(1) ひとり親家庭支援施策の現状

平成23年全国母子世帯等調査によると、ひとり親家庭の平均所得は一般子育て世帯の約4割となっています。また、ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割は就労していますが、非正規の割合は母で約5割、父で約1割となっており、社会的な非正規雇用が増加する中、ひとり親家庭では子育てと生計を一人で担う不利な状況を抱え、経済的に厳しい状況が続いています。

このような状況下、区では、国に先駆けて児童扶養手当と同水準の手当として「新宿区父子家庭手当」を平成22年1月に創設しました。その後、国が児童扶養手当の対象を父子家庭に拡大したため、「新宿区父子家庭手当」は平成22年7月分をもって廃止しました。

国では、ひとり親家庭への経済的支援策に位置付けられている児童扶養手当について、平成22年8月以降、支給対象に父子家庭を加え、施策の拡充を図ってきました。

また、父子家庭への福祉を充実するため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と法律名を改称し、平成26年10月1日から施行しています。さらに、従来の母子自立支援員を母子・父子自立支援員と改称し、自立促進計画の規定に父子家庭を追加する等の改正をしてきました。

このほか、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しや、ひとり親家庭の経済的な自立生活を促す就業支援策の高等職業訓練促進給付金等の法定化及び非課税化が実施される等、実効性のある支援施策の強化が図られています。

(2) ひとり親家庭に関する相談などの支援

区では、母子・父子自立支援員^{※27}、自立支援プログラム策定員^{※28}及び家庭相談員^{※29}を配置し、父子家庭を含むひとり親家庭への総合的な相談窓口を設けています。

ひとり親家庭の抱える課題は、生活費や子どもの学費、養育費等の経済的な問題、子育ての悩みや住まいの確保等様々です。相談窓口では、貸付金の相談や母子生活支援施設への入所、公営住宅募集の情報提供などの支援を中心に、ひとり親家庭の経済的な自立への意欲にも資するよう、各家庭の状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の対応を行っています。

中でも平成19年度から開始した「自立支援プログラム策定員」による就労相談では、各家庭の状況に応じた自立支援計画の策定を行い、着実に成果を挙げています。

今後のひとり親家庭への支援に関しては、将来にわたる生活の安定のためにも、ハローワーク、マザーズハローワークや子ども総合センター等の関係機関との連携を深め、支援の質・量を充実して、継続していく必要があります。

また、従来から実施している生活保護制度による各種支援策のほか、教育、福祉、保健、雇用、住宅、法務などの多様な分野について、関係部署との協力や連携を拡げ、併せて、各種支援施策の利用について、さらなる周知を図っていくことが課題です。

※27 母子・父子自立支援員…ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供を行います。

※28 自立支援プログラム策定員…ひとり親が安定した収入を得て、自立するための就労相談等を行います。

※29 家庭相談員…家庭生活の人間関係全般に関する相談を行います。

【取組みの方向】

◆自立に向けた支援体制の強化

- ・就労による自立のために必要な生活基盤を築くため、家事・育児などの生活支援も行いつつ、より良い就労に向けた能力開発の支援を行っていきます。
- ・引き続き就労支援に力を入れるとともに、就労後も個別の事情に応じて相談や情報提供を行うなど、就労継続のための取組みを行っていきます。

◆ひとり親家庭への支援策の継続

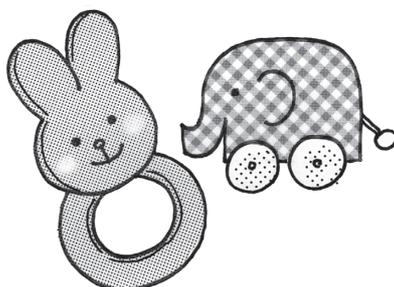
- ・父子家庭を含めたひとり親家庭共通の課題である経済的基盤の安定のため、これまでと同様の支援を継続し、自立に向けた取組みを進めていきます。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

*＜29年度目標＞とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

| 事業名 | 現況※ | 31年度目標* |
|---|---|---|
| ◆自立支援促進事業（ひとり親家庭福祉） ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援します。 | ・相談者数 125人 ・自立支援プログラム策定者数 63人 ・相談延べ件数 2,325件 ・支援結果：就労 61人 職業訓練学校入校 3人 生活保護者等就労支援事業利用 35人 | ＜29年度目標＞ ・相談者数 210人 ・自立支援プログラム策定者数 66人 ・相談延べ件数 2,270件 ・就労 70人 |
| ◆母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練(2年以上)において、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。 | ・高等職業訓練促進給付金等事業 11人 | ＜29年度目標＞ ・高等職業訓練促進給付金等事業 8人 |
| ◆ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成 義務教育修了前(中学生の場合はひとり親になって6か月以内の家庭)の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成します。 | ・助成世帯数 88世帯 ・助成延べ日数 343日 | ＜29年度目標＞ ・助成世帯数 100世帯 ・助成延べ日数 600日 |



6 外国につながるのある家庭、子どものために

【現状と課題】

(1) 外国につながるのある家庭と子どもたち

区の6歳から14歳の学齢期の子ども的人口は平成26年4月1日現在15,177人で、そのうち外国籍の人口は1,451人、約10%であり、区の人口に占める外国人住民の割合とほぼ同じとなっています。

一方、区立の小中学校に在籍する児童生徒は10,986人で、そのうち外国籍児童生徒は494人、約4.5%となっています^{※30}。

区が平成23年度に行った「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」では、「教科学習の強化の観点から、各学校の実態に応じた日本語指導体制」「日本語を習得していない保護者への十分なケア」「トータルな生活支援の一環として、住まいに関する情報提供」「保護者向けの施策や取組みに対する認知度の向上」「不就学児童の通学支援に向けた対応」が課題として挙げられました。

さらに、第一期新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）では、日本語指導の充実、外国人の保護者が子育てや地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸しないための取組みの必要性が指摘されています。

(2) 外国籍等の子どもや保護者への支援

区の全人口に占める外国人の人口が1割を超える中、日本語の理解が難しく、地域や学校での生活に不安を感じている幼児・児童・生徒及び保護者は少なくありません。

このような状況で、外国籍等の子どもや保護者が生活に不自由を感じないように、多言語による情報提供・相談体制の充実を図るとともに、子どもたちの学ぶ権利を保障していく必要があります。

学校や教育センターでは、外国等から編（転）入学した幼児・児童・生徒が日本の学校生活に円滑に適応できるよう、「日本語サポート指導」を実施しています。ここ数年、児童・生徒の日本語習得状況に応じた弾力的な指導時間の延長、日本語習得の程度に応じた指導の取組みなど、日本語サポート指導の充実に努めてきました。大久保小学校に加え、平成25年度には新宿中学校に日本語学級を設置し中学生の指導の充実に取り組んでいます。

保育園、子ども園、幼稚園においても、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を克服し、子どもがのびのびと過ごせるよう、母国語による日本語サポートや日本語能力習得を進めるための言語支援を実施しています。

今後は、生活への適応や教科学習につながる日本語指導の実践により、児童・生徒等一人ひとりの実態に応じた学習環境の充実をより一層図っていくとともに、保護者と学校との間のコミュニケーション支援など、保護者へ適切な情報提供を行っていく必要があります。

※30 外国籍児童生徒は約4.5%・・・学校基本調査の結果です。

【取組みの方向】

◆外国につながるのある家庭と子どもたちへのサポート

- ・外国人が地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。
- ・外国人の保護者への啓発や相談体制の充実により、子どもの教育に対する意識を高め、子どもたちの学ぶ権利を保障していきます。

◆日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援の充実

- ・学校・幼稚園や教育センターでの日本語サポート指導や、保育園、子ども園での母国語による日本語サポート及び言語支援を引き続き実施してまいります。
- ・学校において、外国等から区立学校に編（転）入学した児童・生徒一人ひとりの実態に応じた日本語及び学校生活への適応指導の充実を図り、児童・生徒が学習を着実に積み重ね、日本語の定着を図ることができるよう支援してまいります。
- ・外国籍等の子どもや保護者への支援のため、引き続き、保護者会・面談等への通訳派遣や学校文書の翻訳、母国語による連絡や調整等を実施し、円滑なコミュニケーションを図ってまいります。

【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

* <29年度目標>とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。

| 事業名 | 現況* | 31年度目標* |
|--|---|---------------------------------|
| ◆外国にルーツを持つ子どものサポート 外国にルーツを持つ子どもの日本語学習・教科学習を支援するための日本語教室を運営するほか、子どもたちが学校や地域で健やかに成長するため、庁内連携して具体的な施策を検討し、サポート事業を実施してまいります。 | ・子ども日本語教室の運営 2か所 3教室 | 継続して実施してまいります。 |
| ◆日本語学習への支援 外国人の子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合があります。夏休み、春休み・夏休みの日本語教室や親と子の日本語教室等の学習支援を実施します。 | ・親子日本語教室(通年) ・春休み・夏休み子ども日本語教室 | 外国人の子どもや親子に対して継続的な支援を図ってまいります。 |
| ◆外国語版生活情報紙の発行 外国人向けに8種類の目的別の生活ガイドを作成、配布し、毎年掲載情報の更新を行います。 | ・4か国語 57,600部 | 継続して、外国人区民に必要な情報を精査し、提供してまいります。 |
| ◆保育園児等への日本語サポート 外国等から転入した入所児童で、日本語のサポートが必要な4、5歳児を対象に日本語指導を行います。また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳者を派遣します。 | ・園児への日本語サポート 4か所 9人 ・保護者への通訳サポート 2か所 6人 | 利用園児数等に応じて、継続して実施してまいります。 |
| ◆日本語サポート指導 区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、日本語適応指導員による日本語サポート指導を行います。教育センター又は分室における通所指導とともに、必要に応じて学校へ日本語適応指導員を派遣して、取り出し指導を行います。さらに、希望者には放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。 | ・教育センター又は分室における通所指導 25人 ・日本語適応指導員の学校への派遣による取り出し指導 92人 日本語学習支援員を派遣した放課後の教科学習支援 94人 ・日本語検定実施 57人 | 継続して実施してまいります。 |
| ◆日本語学級の運営 日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を位置付け、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取組みを支援しています。 | ・小学校 1校 2学級 ・中学校 1校 1学級 | 継続して実施してまいります。 |